

財産形成貯蓄制度の実施要領について（例規）

〔最終改正 平成31. 4. 19 例規務第15号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

（概要）

この通達は、京都府警察職員に対する福利厚生施設の一環として、財産形成を促進することにより、その生活基盤の安定を図るため、勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）に基づき財産形成貯蓄（以下「財形貯蓄」という。）制度を導入することとし、事務処理要領等の必要な事項を定めたもので、昭和55年6月2日から実施しています。

その内容は、

- 財形貯蓄事務の所掌等
- 取扱金融機関との連絡調整
- 財形貯蓄加入時期の制定及び積立方法
- 財形貯蓄に関する加入、内容変更、解約等各届出の様式及び事務手続等です。